

# あきた

発行所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町 3 番 50 号  
株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

## 目 次

### 条 例

○秋田市介護保険条例の一部を改正する条例（第 1 号）…………… 2

### 規 則

- 秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（第 1 号）…………… 2
- 秋田市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則（第 2 号）…………… 2
- 秋田市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則（第 3 号）…………… 2
- 秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則（第 4 号）…………… 2
- 秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第 5 号）…………… 3
- 秋田市土地区画整理審議会委員選挙執行規則および秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 6 号）…………… 3

### 訓 令

○公文書に関する規程の一部を改正する訓令（第 1 号）…………… 3

### 告 示

- 牛島・仁井田地区の住居表示実施区域の街区符号および住居番号を定めることについて（第 1 号）…………… 3
- 平成 30 年度分介護保険料督促状の公示送達について（第 2 号）…………… 3
- 令和元年の特定計量器定期検査の実施について（第 3 号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 4 号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 5 号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 6 号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 7 号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 8 号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 9 号）…………… 5
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第 10 号）…………… 5
- 秋田市議会臨時会の招集について（第 11 号）…………… 6
- 指定居宅サービス事業者の廃止について（第 12 号）…………… 6
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第 13 号）…………… 6
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および変更について（第 14 号）…………… 6
- 平成 30 年度および平成 31 年度国民健康保険税納税通知書の公示

- 送達について（第 15 号）…………… 6
- 令和元年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第 16 号）…………… 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第 17 号）…………… 7
- 令和元年 5 月 21 日招集の秋田市議会臨時会に付議する事件の追加について（第 18 号）…………… 7
- 行旅死亡人の取扱いについて（第 19 号）…………… 7
- 令和元年 5 月秋田市議会臨時会において議決を経た予算およびその要領について（第 20 号）…………… 7
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第 21 号）…………… 8
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第 22 号）…………… 8
- 秋田市議会定例会の招集について（第 23 号）…………… 8
- 平成 29 年度分および平成 30 年度分市税督促状の公示送達について（第 24 号）…………… 8

### 教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第 1 号）…………… 8

### 選 管 告 示

○令和元年 6 月 1 日を基準日とする選挙人名簿の登録日について（第 1 号）…………… 8

### 農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第 1 号）…………… 8

### 監 査 委 告 示

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について（第 1 号）…………… 9

### 上 下 水 道 局 告 示

○指定排水設備工事業者の廃止について（第 1 号）…………… 9

○指定給水装置工事業者の指定について（第 2 号）…………… 9

○指定排水設備工事業者の指定について（第 3 号）…………… 9

### 消 防 本 部 告 示

○指定催しの指定について（第 1 号）…………… 9

○指定催しの指定について（第 2 号）…………… 9

○指定催しの指定について（第 3 号）…………… 10

### 公 告

○許可した開発行為に関する工事の完了について…………… 10

○秋田農業振興地域整備計画の変更について…………… 10

○入札参加希望者の公募について…………… 10

- 都市公園の位置の変更について……………11
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………11
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………11
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………11
- 農用地利用集積計画の策定について……………12
- 秋田都市計画道路事業の事業計画の図書の写しの縦覧について……………12

選 管 公 告

- 平成30年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況について……………12

上 水 道 局 公 告

- 受益者負担金の賦課対象区域について……………13
- 受益者分担金の賦課対象区域について……………14

条 例

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和元年 5月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 1 号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項から第 5 項までの規定中「平成32年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 6 項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度および令和 2 年度」に、「33,653円」を「28,044円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

7 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度および令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「28,044円」とあるのは、「43,001円」と読み替えるものとする。

8 第 6 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度および令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 6 項中「28,044円」とあるのは、「54,219円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の秋田市介護保険条例第 4 条第 6 項から第 8 項までの規定は、平成31年度以後の年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

規 則

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 1 号

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表中「33,653円」を「28,044円」に、「52,349円」を「43,001円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の秋田市介護保険条例施行規則の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料の減免から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料の減免については、なお従前の例による。

秋田市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 2 号

秋田市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 秋田市情報公開条例施行規則（平成10年秋田市規則第23号）別表
- (2) 秋田市個人情報保護条例施行規則（平成17年秋田市規則第 7 号）別表
- (3) 秋田市特定歴史公文書等利用等規則（平成26年秋田市規則第 2 号）別表

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

秋田市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 3 号

秋田市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則

秋田市民生委員推薦会規則（平成 9 年秋田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「14人」を「12人」に改め、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 4 号

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則

秋田市自動交付機の設置に関する規則（平成15年秋田市規則第 34号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秋田市北部市民サービスセンターの項および秋田市



- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成30年度分介護保険料督促状

秋田市告示第3号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、令和元年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和元年 5月9日

秋田市長 穂 積 志

1 検査の区域、期日、時間および場所

検査地区	検査月日	曜日	時 間	場 所
泉	7月4日	木	10時00分～11時30分	泉地区コミュニティセンター
保戸野	7月4日	木	13時30分～15時00分	保戸野地区コミュニティセンター
東通・横森・桜	7月5日	金	10時00分～11時30分	東地区コミュニティセンター
千秋・手形	7月5日	金	13時30分～15時00分	明德地区コミュニティセンター
牛島・卸町	7月8日	月	10時00分～11時30分	檜山地区コミュニティセンター
檜山・南通	7月8日	月	13時00分～15時00分	檜山地区コミュニティセンター
中通・高陽	7月9日	火	10時00分～15時00分	（一社）秋田県計量協会
旭南・茨島	7月10日	水	10時00分～15時00分	（一社）秋田県計量協会
山王・旭北・大町	7月11日	木	10時00分～15時00分	（一社）秋田県計量協会
川尻・川元・八橋	7月12日	金	10時00分～15時00分	（一社）秋田県計量協会

- 2 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、8月1日から10月31日までとする。
- 3 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期日を選定して申請することとする。
- 4 計量法第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。
- 5 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。

秋田市告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和元年 5月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
千秋の丘松崎団地町内会
- 2 認可年月日  
平成13年12月11日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 佐 藤 隆  
秋田市下北手松崎字大沢田105番地14  
変更後 鎌 田 光 一  
秋田市下北手松崎字大沢田106番地21
- 4 変更年月日  
平成31年 4月14日
- 5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和元年 5月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
森町町内会
- 2 認可年月日  
平成16年 6月17日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 根布谷 義 雄  
秋田市土崎港中央五丁目2番17号  
変更後 木 曾 護  
秋田市土崎港中央五丁目2番40号
- 4 変更年月日  
平成26年 4月29日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和元年 5月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
秋田市広面東町町内会

- 2 認可年月日  
平成9年12月2日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 鎌田 清 美  
秋田市広面字樋ノ下12番地1  
変更後 伊 藤 涉  
秋田市広面字樋ノ下25番地2  
コーポ伊藤1号
- 4 変更年月日  
平成31年3月31日
- 5 変更の理由  
役員改選による

**秋田市告示第7号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。  
令和元年5月10日  
秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
仁井田東町町内会
- 2 認可年月日  
平成22年12月28日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 吉 田 明 子  
秋田市仁井田福島一丁目5番14号  
変更後 田 近 誠 毅  
秋田市仁井田福島一丁目12番11号
- 4 変更年月日  
平成31年4月14日
- 5 変更の理由  
役員改選による

**秋田市告示第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。  
令和元年5月10日  
秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
中野上町町内会
- 2 認可年月日  
平成22年9月9日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 中 川 薫 清  
秋田市下新城中野字街道端西26番地  
変更後 柏 谷 武 嗣  
秋田市下新城中野字琵琶沼397番地
- 4 変更年月日  
平成31年4月6日
- 5 変更の理由  
役員改選による

**秋田市告示第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。  
令和元年5月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
四ツ小屋中野町内会
- 2 認可年月日  
平成22年3月16日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 堀 井 良 一  
秋田市四ツ小屋字中野71番地3  
変更後 加 藤 貞 吉  
秋田市四ツ小屋字中野58番地
- 4 変更年月日  
平成31年3月3日
- 5 変更の理由  
役員改選による

**秋田市告示第10号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。  
令和元年5月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成31年4月10日から同月29日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
令和元年5月10日から同年11月10日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先  
秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766  
 秋田市東通仲町4番3号  
 秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

**秋田市告示第11号**

令和元年5月21日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。  
 令和元年5月14日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 1 議長の選挙
- 2 副議長の選挙
- 3 常任委員会委員の選任
- 4 議会運営委員会委員の選任
- 5 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 6 秋田市介護保険条例の一部を改正する件
- 7 秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 8 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 9 県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定を締結する件
- 10 令和元年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件

**秋田市告示第12号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和元年5月14日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
企業組合やまびこケアセンター	あいご	秋田市広面字樋ノ下25番地2 コーポイトウ5号	令和元年5月10日	訪問介護

**秋田市告示第13号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問介護和久	秋田市添川字境内川原166番地8	平成31年4月15日

ケアプランリンクス	所在地	令和元年5月1日
	秋田市牛島東五丁目1番13号	

2 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
ゆきわり草 ケアプランセンター	旧 秋田市川元むつみ町2番25号 川元むつみ荘103号	平成31年4月15日
	新 秋田市川元むつみ町3番32号	

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
デイサービスゆきわり草	秋田市川元むつみ町3番32号	平成31年4月14日
あいご	秋田市広面字樋ノ下25番地2 コーポイトウ5号	令和元年5月10日

**秋田市告示第14号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
石川 裕也	いしかわ鍼灸整骨院	秋田市保戸野千代田町13番1号 セレクトビル1F	令和元年5月10日
石川 ひろみ	いしかわ鍼灸整骨院	秋田市保戸野千代田町13番1号 セレクトビル1F	令和元年5月10日

2 変更

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
田口 大	(出張専業)	(出張専業)	令和元年5月1日

**秋田市告示第15号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送

達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年 5月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成30年度および平成31年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第16号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年 5月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名別紙「令和元年度固定資産税納税通知書公示送達を受けるべき者一覧表（省略）」のとおり
- 2 送達する書類  
令和元年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和元年 5月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
種沢自治会
- 2 認可年月日  
平成23年 5月27日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 鈴木 孝 昭  
秋田市雄和種沢字大沢17番地  
変更後 佐 藤 惣 良  
秋田市雄和種沢字戸草沢159番地
- 4 変更年月日  
平成31年 4月28日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第18号

令和元年 5月21日招集の秋田市議会臨時会に付議する事件を次のとおり追加する。

令和元年 5月20日

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16	国庫支出金	千円 21,984,153	千円 586,806	千円 22,570,959

秋田市長 穂 積 志

付議事件

秋田市監査委員の選任について同意を求める件

秋田市告示第19号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条の規定に基づき、行旅死亡人を取り扱ったので、同法第9条の規定により告示する。

令和元年 5月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 本籍、住所および氏名  
3名不詳
- 2 体格、特徴、年齢および性別  
胎齡38週程度、胎齡39週程度および胎齡40週程度  
いずれも性別不明の嬰兒
- 3 発見年月日  
平成31年 3月16日
- 4 死亡年月日  
不明 死後数年経過
- 5 死亡の状況  
秋田市雄和種沢字前田 8 番地所在の小屋 2 階物置で発見
- 6 処置  
平成31年 4月18日午後 2 時から秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。
- 7 連絡先  
秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室  
電話 018-888-5661

秋田市告示第20号

令和元年 5月22日の「令和元年 5月秋田市議会臨時会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和元年 5月23日

秋田市長 穂 積 志

令和元年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

令和元年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ586,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,086,806千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

	2 国庫補助金	3,699,704	586,806	4,286,510
歳 入 合 計		134,500,000	586,806	135,086,806

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		千円 8,934,971	千円 586,806	千円 9,521,777
	1 商工費	8,934,971	586,806	9,521,777
歳 出 合 計		134,500,000	586,806	135,086,806

秋田市告示第21号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年 5月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別別紙（省略）のとおり

秋田市告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和元年 5月27日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
173	佐野薬局広面店	秋田市広面字堤敷25番地1	令和元年 6月1日

秋田市告示第23号

令和元年 6月6日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。  
令和元年 5月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第24号

次の市税督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を

受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年 5月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成29年度分市税督促状  
平成30年度分市税督促状

教 委 告 示

秋田市教委告示第1号

令和元年 5月30日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和元年 5月28日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

選 管 告 示

秋市選管告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定に基づき、令和元年 6月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和元年 5月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

登録年月日 令和元年 6月3日

農 委 告 示

秋田市農委告示第1号

令和元年 5月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和元年 5月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

## 案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 3 農用地利用集積計画（平成31年度第2号）に関する件

## 監 査 委 告 示

### 秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

令和元年5月31日

秋田市監査委員 島 崎 正 実  
秋田市監査委員 高 井 宏 司  
秋田市監査委員 工 藤 新 一  
秋田市監査委員 三 浦 清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所  
河野隆治  
秋田市泉中央一丁目7番24号  
木下 哲  
東京都荒川区荒川一丁目7番6号  
守泉 誠  
東京都世田谷区成城八丁目15番7号 成城キャッスルI-107  
三浦賢介  
秋田市新藤田字高梨台41番地2  
菅 希代美  
秋田県湯沢市秋ノ宮字夜牛266番地
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
令和元年6月1日から令和2年3月31日まで

## 上 下 水 道 局 告 示

### 秋田市上下水道局告示第1号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和元年5月13日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

- 1 指定排水設備工事業者の廃止

業者名	代表者	所在地
小林住宅設備	小林 淳	秋田市飯島字坂道端31番地2

- 2 廃止年月日

令和元年5月9日

### 秋田市上下水道局告示第2号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規

程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和元年5月31日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

- 1 指定給水装置工事業者の指定

事業者名	代表者	所在地
あいば水道	相 場 和 也	秋田市仁井田字大野279番地

- 2 指定年月日

令和元年5月28日

### 秋田市上下水道局告示第3号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和元年5月31日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

- 1 指定排水設備工事業者の指定

業者名	代表者	所在地
あいば水道	相 場 和 也	秋田市仁井田字大野279番地

- 2 指定年月日

令和元年5月28日

## 消 防 本 部 告 示

### 秋田市消防本部告示第1号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年5月8日

秋田市消防長 伊 藤 弥 真 彦  
記

催しの開催場所	本町通り、中央通りおよび土崎神明社周辺
催しの名称	土崎港曳山まつり
催しの開催期間	令和元年7月20日（土）および21日（日）

### 秋田市消防本部告示第2号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年5月8日

秋田市消防長 伊 藤 弥 真 彦  
記

催しの開催場所	竿燈大通り周辺、秋田市役所市民の広場、産業会館跡地
催しの名称	秋田竿燈まつり

催しの開催期間	令和元年 8月 2日（金）前夜祭 令和元年 8月 3日（土）から同月 6日（火）まで
---------	---

秋田市消防本部告示第 3 号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和元年 5月15日

秋田市消防長 伊 藤 弥 真 彦  
記

催しの開催場所	雄物川河川敷 （秋田大橋から J R 羽越本線鉄橋まで）
催しの名称	第31回秋田市夏まつり雄物川花火大会
催しの開催期間	令和元年 8月11日（日） ※延期した場合は、延期した日とする。

公 告

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、平成31年 1月 8日付け秋田市指令第41号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

令和元年 5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田県横手市赤坂字館ノ下155番地  
株式会社サンコーホーム  
代表取締役 後 藤 新 平
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市南通築地98番 3、254番、255番および427番

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第 58号）第13条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和元年 5月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所  
秋田市山王一丁目 1 番 1号 本庁舎 3階  
秋田市産業振興部農業農村振興課
- 2 縦覧時間  
午前 8時30分から午後 5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和元年 5月16日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名（業務内容については仕様書参照）  
秋田市太平山自然学習センター大型バス貸借
- (2) 履行場所  
秋田市太平山自然学習センター  
（秋田市仁別字マントラメ227番地 1）
- (3) 履行期間  
令和 2年 4月 1日から令和 9年 3月31日までとする。
- (4) 入札参加要件  
ア 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。  
イ 過去 2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。  
ウ 市税に滞納がある者ではないこと。  
エ 秋田市暴力団排除条例第 2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。  
オ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当する者ではないこと。  
カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 日時  
令和元年 6月 6日（木）午前10時
- (2) 場所  
秋田市太平山自然学習センター 会議室  
（秋田市仁別字マントラメ227番地 1）
- (3) 入札保証金および契約保証金  
免除
- (4) 契約日  
落札が決定した日から令和元年 6月12日（水）まで
- (5) 注意事項  
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ入札に参加すること。  
イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承のうえ参加すること。  
なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。  
ウ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。  
エ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。  
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。  
オ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。  
カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できない

ものとする。

キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

令和元年 5月16日（木）から令和元年 5月24日（金）までとする。

(2) 受付時間

午前 9時から午後 5時までとする。

(3) 受付場所

秋田市太平山自然学習センター 事務室

(4) 提出書類

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
  - イ 業務実績調書（様式 2）
  - ウ 営業経歴書（様式 3）
  - エ 誓約・同意書（様式 4）
  - オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）
    - （ア）秋田市に納めた法人市民税
    - （イ）秋田市に納めた固定資産税
  - カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方務局で発行）
- (5) その他
- ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。
  - イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。
- (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。
- (3) 上記(1)および(2)の通知については、令和元年 5月29日（水）までに電子メール等により送付する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市太平山自然学習センター（電話827-2171）
- (4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先  
秋田市太平山自然学習センター（電話827-2171）

秋田市公告

都市公園の位置の表示を変更することから、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第13条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年 5月21日

秋田市長 穂 積 志

1 位置の表示を変更する都市公園

都市公園の名称		位 置	供 用 開始期日
仁井田西潟敷第一街区公園	旧	秋田市仁井田字西潟敷422番	平成25年 7月10日
	新	秋田市大住南二丁目	

		目12番25号	
仁井田西潟敷第二街区公園	旧	秋田市仁井田字西潟敷466番	平成25年 7月10日
	新	秋田市大住南二丁目 7番27号	

2 都市公園の区域

別図（省略）のとおり

3 実施期日

令和元年 7月 1日

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、平成30年10月19日付け秋田市指令第7013号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

令和元年 5月22日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市仁井田字西潟敷11番地  
社会福祉法人大野保育園  
理事長 相 場 美保子

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市仁井田字西潟敷30番 1 および31番

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、平成30年11月16日付け秋田市指令第7332号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

令和元年 5月22日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

宮城県仙台市青葉区本町二丁目16番10号  
積和不動産東北株式会社  
代表取締役 永 峯 一 男

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市仁井田本町三丁目11番 3、12番、13番 1、14番 2、15番 1、578番、580番、581番、582番、585番、586番、587番、588番、589番、590番、591番 2、1287番および1288番

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定に基づき当該変更後の秋田農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和元年 5月23日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 本庁舎 3 階  
秋田市産業振興部農業農村振興課

2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成31年度第2号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年 5月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類  
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間  
午前 8時30分から午後 5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目 1番 1号 本庁舎 3階  
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

国土交通省東北地方整備局長より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による秋田都市計画道路事業の事業計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年 5月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称  
秋田都市計画道路事業 3・6・13号 大浜上新城線  
3・3・4号 横山金足線  
3・4・10号 飯島相染線  
3・4・12号 御所野追分線  
3・4・16号 秋田港北線
- 2 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目 1番 1号 秋田市都市整備部都市計画課

選 管 公 告

秋市選管公告

平成30年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により公告する。

令和元年 5月28日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

平成30年度における秋田市選挙人名簿抄本閲覧状況

1

閲覧の年月日	平成30年 5月22日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通 5丁目 1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第52～56投票区の選挙人名簿登録者

2

閲覧の年月日	平成30年 6月28日
申出者の氏名	読売新聞東京本社 世論調査部長 吉山 一輝
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町 1-7-1
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第13投票区の選挙人名簿登録者

3

閲覧の年月日	平成30年 9月 3日
申出者の氏名	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都港区東新橋 1-7-1
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第12、28、37、51、59、64、87投票区の選挙人名簿登録者

4

閲覧の年月日	平成30年 9月 4日
申出者の氏名	株式会社日経リサーチ 代表取締役社長 三宅 誠一
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区内神田 2-2-1 鎌倉河岸ビル
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第80投票区の選挙人名簿登録者

5

閲覧の年月日	平成30年10月31日
申出者の氏名	読売新聞東京本社 世論調査部長 吉山 一輝
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町 1-7-1
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第19投票区の選挙人名簿登録者

6

閲覧の年月日	平成31年 1月 7日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通 5丁目 1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第16～18投票区の選挙人名簿登録者

7

閲覧の年月日	平成31年 1月11日
申出者の氏名	朝日新聞社 代表取締役 渡辺 雅隆
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区築地 5-3-2
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第32、59投票区の選挙人名簿登録者

8

閲覧の年月日	平成31年 1月22日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通 5丁目 1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第90～104投票区の選挙人名簿登録者

9

閲覧の年月日	平成31年 1月28日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通 5丁目 1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第90～104投票区の選挙人名簿登録者

10

閲覧の年月日	平成31年 1月29日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通 5丁目 1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第90～104投票区の選挙人名簿登録者

11

閲覧の年月日	平成31年 2月 5日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通 5丁目 1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第90～104投票区の選挙人名簿登録者

12

閲覧の年月日	平成31年 2月18日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通 5丁目 1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第90～104投票区の選挙人名簿登録者

13

閲覧の年月日	平成31年 2月19日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通 5丁目 1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第90～104投票区の選挙人名簿登録者

14

閲覧の年月日	平成31年 2月21日
申出者の氏名	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座 6-16-12
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第80投票区の選挙人名簿登録者

## 上下水道局公告

### 秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和元年 5月15日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男  
賦課対象区域

下新城中野字街道端西、飯島字前田表、飯島新町一丁目、外旭川字大谷地、外旭川字中谷地、外旭川字小谷地、外旭川字待合、將軍野東一丁目、將軍野東二丁目、寺内字三千刈、八橋イサノ一丁目、寺内油田三丁目、泉北四丁目、保戸野桜町、泉馬場、濁川字堀尾田、広面字谷内佐渡、手形字西谷地、広面字大巻、横森一丁目、牛島西一丁目、大住四丁目、仁井田露見町、仁井田栄町、仁井田字仲谷地、仁井田本町一丁目、仁井田目長田二丁目、仁井田目長田三丁目、新屋豊町、新屋松美町、新屋高美町、御野場二丁目、四ツ小屋字左エ門川原、豊岩石田坂字九十田、新屋洪谷町、浜田字元中村、浜田字後谷地、下浜長浜字兜森、下浜長浜字荒郷屋、下浜長浜字芹沢道脇、下浜長浜字柳沢道脇、下浜長浜字

観音道脇、太平中関字平形、河辺和田字式田、河辺和田字和田および河辺和田字下夕川原

別添「箇所図」(省略)に表示された施工箇所にした土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの

秋田市上下水道局公告

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例(平成5年秋田市条例第15号)第4条の規定に基づき、受益者分担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和元年 5月15日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

賦課対象区域

太平八田字堂ノ前地内

別添「箇所図」(省略)に表示された施工箇所にした土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの